

# Okakenkyo News Letter

2023  
7月  
839号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②「賃金構造基本統計調査」を実施します
- ③岡山県下公共工事の動向（6月分）
- ⑤建退共だより
- ⑥法律相談コーナー
- ⑦建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑧建設業総合補償制度のご案内
- ⑨岡山県からのお知らせ

干拓ひまわり[笠岡市]（提供：岡山県観光連盟）

# 「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和5年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付きExcel形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp/>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

賃金構造 事業主 検索



# 岡山県下公共工事の動向 〈6月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 全般の状況（令和5年6月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	374件	211億円	893件	784億円
増 減 率	20.3%	16.3%	4.7%	27.6%
令和4年度	311件	182億円	853件	614億円
令和3年度	343件	209億円	858件	570億円
令和2年度	338件	203億円	837件	577億円

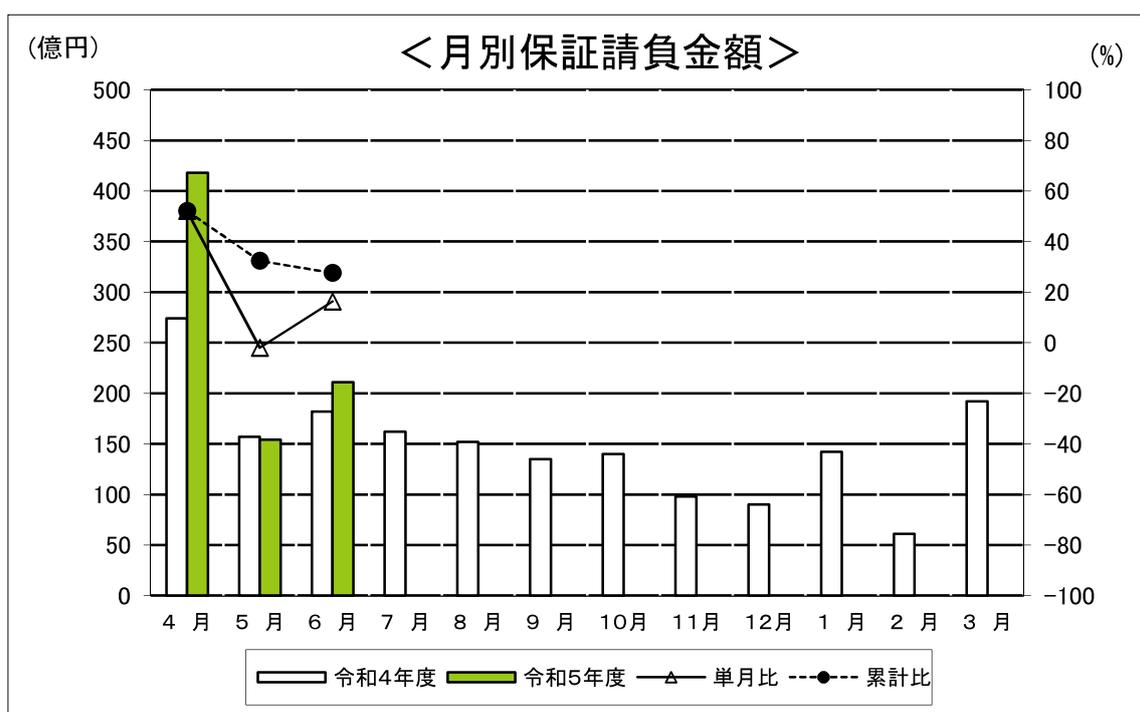
### 【1】当月の状況

6月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で20.3%増の374件、請負金額は16.3%増の211億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で75.1%減となったものの、「国」で41.1%増、「県」で79.4%増、「市町村」で32.7%増、「その他の公共的団体」で増加となった。

### 【2】累計(令和5年4月～令和5年6月)

6月末累計では、件数は前年同月比で4.7%増の893件、請負金額は27.6%増の784億円となった。発注者別の請負金額でみると、「国」で13.1%減、「独立行政法人等」で25.0%減となったものの、「県」で25.8%増、「市町村」で68.9%増、「その他の公共的団体」で23.6%増となった。

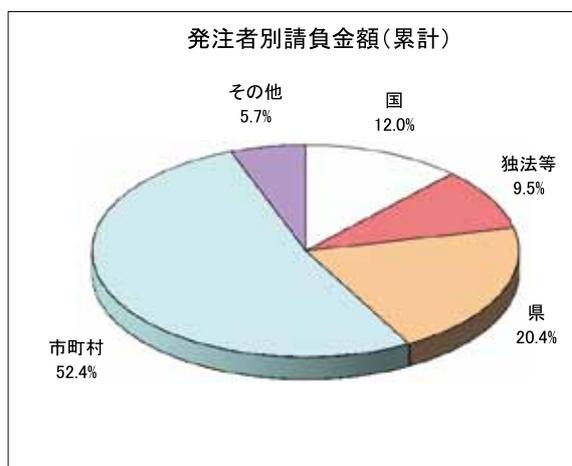
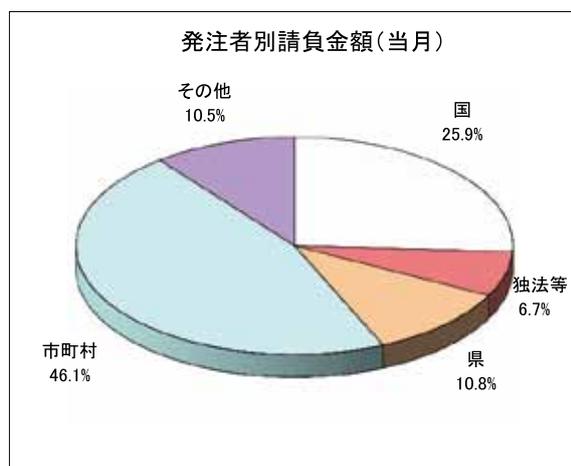


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。  
6月:21件、令和5年度累計:45件(令和4年度累計:95件)

## Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	27	5,485	▲ 6.9	41.1	57	9,437	▲ 6.6	▲ 13.1
独法等	3	1,417	▲ 75.0	▲ 75.1	22	7,463	▲ 18.5	▲ 25.0
県	91	2,282	33.8	79.4	312	16,021	▲ 3.1	25.8
市町村	243	9,760	20.3	32.7	482	41,083	12.1	68.9
その他	10	2,237	<	<	20	4,463	53.8	23.6
合 計	374	21,183	20.3	16.3	893	78,468	4.7	27.6



## Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	6,502	59.2	30.7%	26,828	12.1	34.2%
東備地区	456	▲ 27.9	2.2%	1,651	▲ 22.1	2.1%
倉敷地区	6,303	48.5	29.8%	28,404	78.7	36.2%
井笠地区	2,568	▲ 8.8	12.1%	4,785	▲ 33.7	6.1%
高梁地区	228	71.7	1.1%	531	▲ 1.8	0.7%
新見地区	1,048	113.2	4.9%	2,231	16.2	2.8%
真庭地区	1,688	▲ 44.6	8.0%	7,299	90.6	9.3%
津山地区	2,020	▲ 3.4	9.5%	5,776	82.4	7.4%
勝英地区	365	▲ 44.6	1.7%	959	▲ 66.3	1.2%
合 計	21,183	16.3	100.0%	78,468	27.6	100.0%

(建退共だより)

退職金請求書類は、最寄りの都道府県支部へ「持参」または、[郵便局の窓口から「簡易書留」](#)で郵送してください。

(注意) 普通郵便で送られた場合、書類の遺失などの事故の責任は負いかねますのでご了承ください。

退職金請求に必要な書類

1 退職金請求書

HPからダウンロードしたり、コピーした請求書を使用しないでください。

2 共済手帳

紛失の場合は、「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」を提出してください。  
「共済手帳紛失又は棄損による再交付申請書」は、建退共HPでダウンロードできます。

3 請求する人のマイナンバー入り住民票（原本）

マイナンバー(個人番号)の表示を申し出て、住民票の交付を受けてください。  
発行から3ヶ月以内の原本。コピーしたものや切り離しは無効です。  
世帯全員が記載された住民票でなく、請求する人のみ記載された住民票抄本をご用意ください。

4 請求する人の以下の身元確認書類のうち、いずれか1点のコピーを提出してください。

※ 以下の身元確認書類の提出が困難なときは、都道府県支部にご相談ください。

運転免許証（両面）

※有効期限内のもの



各種年金手帳

(氏名・生年月日・住所が記載されている面)



健康保険被保険者証

(氏名・生年月日が記載されている面)

※有効期限内のもの

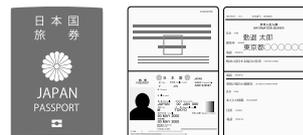


コピーした書類内の健康保険被保険者証の  
・保険者番号  
・被保険者記号、番号  
・QRコード（記載がない保険証もあります）  
は、読み取れないようにマスキングしてください。

パスポート

(顔写真・住所の見開き)

※有効期限内のもの



2020年2月4日以降に申請がされたパスポートには、  
所持人記入欄（住所記載欄）がないため、  
本人確認書類として受け付けることはできません。

5 請求する人の名義の預貯金通帳、またはキャッシュカードのコピー

紙の通帳が発行されない口座の場合は、金融機関名、支店名(取引店名)、口座名義人、  
普通預金口座番号が確認できるWEB口座の画面を印刷したものをご用意ください。

6 「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」

～～以降は該当者のみです。 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

7 「退職金請求事由発生日」と同年に他から退職手当等の支払を受けた人は、  
支払いを受けた退職金の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」のコピーを提出。

4、5の各種書類のコピーは、A4サイズの紙でコピーしてご提出をお願いします。

## 第157回 業務上の指導がパワハラと言われないために

### ●相談内容●

先日、退職した従業員から、上司のパワハラがあったとして損害賠償請求がありました。そこで当該上司に状況を確認したところ、賠償請求をした従業員の行動に問題があったため、そのことを注意したということでした。この場合において、どのようにしてパワハラ該当性を否定すればいいのでしょうか。

### ○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

### パワハラと指導の境界線

法律上のパワハラ該当性の有無は、①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであるかによって判断されることになります。

このようにパワハラかどうかは客観的に判断されるものであり、従業員が何も感じていなければパワハラに該当しないとも言えませんし、逆に従業員が何かしらダメージを負っているからといって必ずパワハラに該当するとも言えません。

### 指導がハラスメントに該当するとされるリスク

しかし、適切な指導をしているにもかかわらず、従業員がパワハラに該当するのではないかと反発するというケースがあります。特に中間管理職に当たる人たちが板挟みとなり、メンタルヘルスの問題が生じる、いわゆるハラスメント・ハラスメント(通称ハラハラ)というものがあります。

最悪の場合、パワハラがあったとして従業員が訴訟を提起するリスクがあります。訴訟の場合、労働者の主張に肩入れをして、本来ハラスメントではないものがハラスメントであると認定されてしまうリスクがあります。

### リスク回避のためには

ハラハラの問題については、指導する側がどのような場合にハラスメントに該当するかを知り、毅然と対応することが大切です。そのためにはハラスメントに関する研修が効果的です。もちろん研修を受けてハラスメント該当性について学ぶことは、ハラスメント防止の効果ももたらします。

また、訴訟に備えては、指導の状況を録音することが効果的です。証拠を残しておけば、裁判官も、証拠に基づく公正中立な判断を求めることが可能となります。

### 何も言わなければハラスメントのリスクはない?

極論を言ってしまうと、問題行動が見られたとしても特に何も指導等をしないということも考えられますが、指導は必要なものです。もし指導をしなかった場合、他の従業員のモチベーションの低下、会社に対する求心力の低下を招きかねません。そのため、必要性がある場合には、指導をむしろしなくてはなりません。

また、指導をしないことによって、適切な指導を受けられなかった従業員もかえって不利益を被ります。そのことから、必要な指導をしないことも会社にとって悪影響を及ぼすものといえます。

ハラスメントがない環境も、適切な指導のもと、従業員が成長していける環境も大切です。

## (建設業福祉共済団からのお知らせ)

### 建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！ 返済不要の奨学金制度です！

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 4 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,764 人、累計給付額は 17 億 2,255 万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



#### ・大学生のお子さんを持つお母さんからの手紙

この 4 月より大学を卒業した長男は社会人になりました。

長い間奨学金を給付していただき支援してくださったおかげです。主人が生きていたらこの長男の姿を見て、どんなに喜んだらうかと思います。

本当にありがとうございました。

#### ・高校生のお子さんを持つお母さんからの手紙

高校卒業後、専門学校への進学が決まりました。

とても助かります。ありがとうございます。

### <法定外労災補償制度>

## 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！

—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—

#### ◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

#### 【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

### 公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

# 地盤崩壊危険補償特約 のご案内

**工事中の地盤崩壊事故に備えを!**

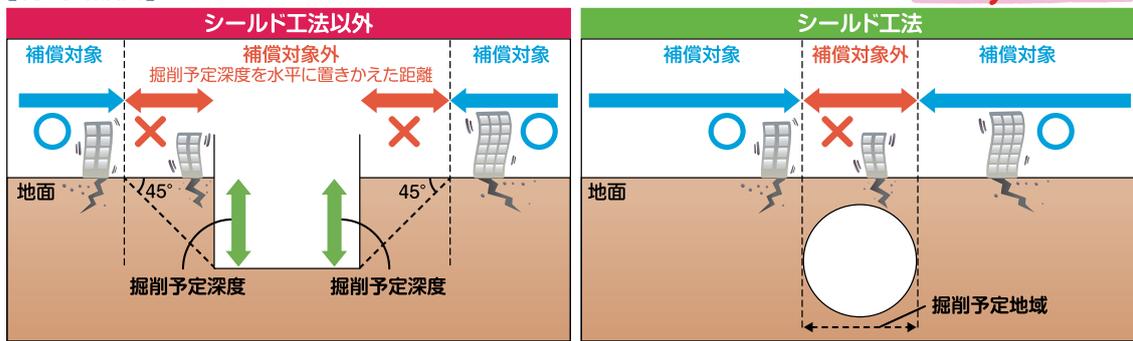
地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。  
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、  
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です!  
しかも「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償・ワイドプラス補償)」なら標準補償で補償されない部分もカバー!!

**支払限度額：1事故、保険期間中通算1,000万円もしくは2,000万円(免責金額5万円)**

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

**【標準補償】**

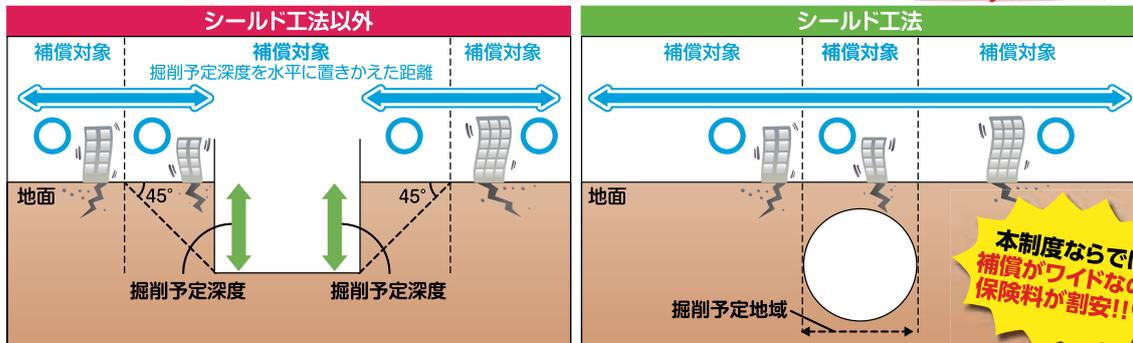
年間保険料 **39,000円**



**地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)で安心!**

**【ワイド補償】** ※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**



**地盤崩壊危険補償特約(ワイドプラス補償)で更に安心!**

**【ワイドプラス補償】**

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に **損害額の100%をお支払い** (注2)

**ワイド補償に  
プラスした  
補償**

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか? ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

(注1) 団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。

(注2) 縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

**086-225-4133**

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社  
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

**086-225-0835**

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12

**03-5408-1909**

※このチラシは保険(請負業者賠償責任保険)の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B23-900151 承認年月:2023年05月

## 夏の交通事故防止

いよいよ本格的な夏がやって来ます。夏休みシーズンは、イベントや旅行等、外出の機会も増える時期です。楽しい計画が交通事故で悲しい思い出に変わることがないように、次のことに注意しましょう。

### 1 旅行の計画はゆとりをもって！

レジャーシーズンは道路が大変混雑します。お出かけの際は、行先までの交通状況を事前に十分調べておきましょう。また、渋滞に巻き込まれることも予測して、時間に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

### 2 運転はゆとりをもって「ゆずる・とまる・まもる」

渋滞すると気分がイライラしがちですが、焦らず、ゆとりある運転を心がけましょう。また、旅行など長時間・長距離の運転では、暑さによる疲れも懸念されます。無理をせず、早めに休憩をとりましょう。運転する際は、信号、合図などの交通ルールを守り、「ゆずる・とまる・まもる」を心がけましょう。

### 3 子どもの事故に気をつけましょう！

夏休み期間は子どもの外出も増えます。子どもが出かける前には「車に気をつけて」と一声かけるなど家庭でも注意してください。また、ドライバーの皆さんは、子どもたちの動きに十分注意し、思いやりのある運転と早めのブレーキを心がけましょう。

### 4 夜のお出かけには反射材の着用を！

夏は、涼しくなる夕暮れ時や夜間に散歩等の外出をする機会が多くなります。夜間等の外出には、夜光タスキなどの反射材やLEDライトを活用し、自分の存在を車にアピールしましょう。ドライバーの皆さんは危険を早く察知できるよう、ライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときには、上向きライトを活用しましょう。

### 5 許さない！飲酒運転

飲酒運転は「犯罪」です。お酒を飲んだら、たとえすぐ近くでも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に悪影響を及ぼし、死亡事故などの重大事故につながります。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう。

### 6 全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう！

シートベルトは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。また、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

### 7 自転車も車の仲間です。ルールを守って乗りましょう

自転車は手軽で便利な反面、ちょっとした不注意が重大な事故を招きます。自転車も法令上は「車両」です。責任をもってルールを守り運転しましょう。自転車に乗るときにはヘルメットを着用して万一の事故から頭部を守りましょう。また、自転車による加害事故で高額賠償となる事例も見られます。自転車保険に加入しましょう。

## 協会日誌

- 5. 6. 6 全建 令和5年度定時総会（東京）
- 5. 6. 7 岡山県職業能力開発協会 通常総会
- 5. 6.14 第1回岡山労働局人材確保対策推進協議会
- 5. 6.16 岡山県建築住宅センター(株)株主総会・取締役会
- 5. 6.23 第51回評議員会（建設業退職金共済事業関係）（東京）
- 5. 6.29 中央建設業審議会 基本問題小委員会（第2回）（東京）

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!  
地産地消  
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)